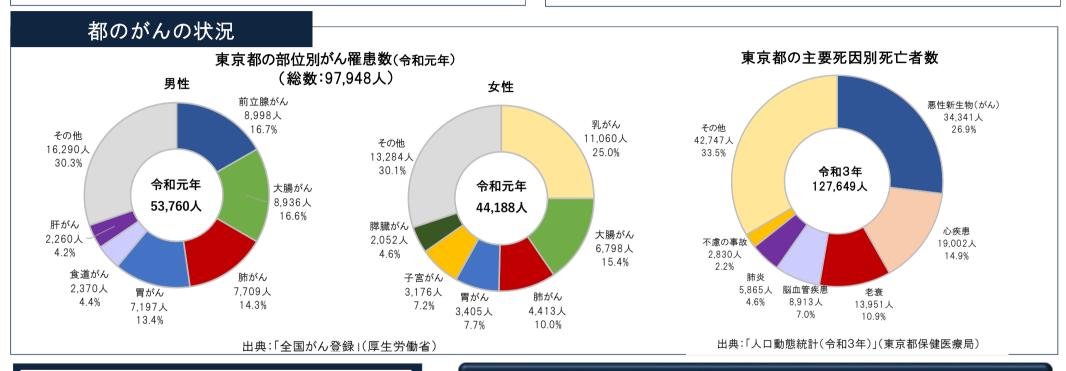
東京都がん対策推進計画(第三次改定)

東京都がん対策推進計画とは

都道府県が、がん患者に対するがん医療の提供状況 等踏まえ策定する、がん対策の推進に関する計画 (がん対策基本法第12条第1項)

計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間(少なくとも6年ごとに必要に応じて変更)



- がんの罹患を防ぎ、がんによる死亡を 減らすため、がんの予防・早期発見が必要
- がんによる死亡を減らし、患者及びその 家族の療養生活の質を向上させるため、 適切な医療を受けることができる体制の 充実が必要
- 患者及びその家族の療養生活の質の 向上を図るため、誰もが社会で自分らしく 安心して生活できる環境の整備が必要

全体目標及び分野別目標

「誰一人取り残さないがん対策を推進し、 全ての都民とがんの克服を目指す。」

【がん予防】

科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

【がん医療】

患者本位で持続可能ながん医療の提供

【がんとの共生】

がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

計画の内容

第1章 計画改定に当たって

○ これまでの国及び都のがん対策、本計画の位置付け及び計 画期間・進行管理方法

第2章 がんを取り巻く現状

○ 都における死亡・罹患の状況、がん医療に係る地域特性等

第3章 全体目標・分野別目標と基本方針

○ 本計画期間におけるがん対策の全体目標とその考え方

第4章 分野別施策

<u>I がん予防</u>

- 1 がんのリスクの減少(一次予防)
 - 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組の推進
 - · 喫煙率減少、受動喫煙対策の推進
 - · がんのリスクを下げる生活習慣·環境づくりの推進
 - 肝炎ウイルス、HPV等の感染に起因するがん予防のための取組の推進

2 がんの早期発見 (二次予防)

- がん検診受診率60%の達成に向けた区市町村、職域等の関係機関支援及び普及啓発の推進
- 科学的根拠に基づく質の高いがん検診の実施や、精密検 査受診率90%の達成に向けた体制の整備

Ⅱ がん医療

- 1 がん医療提供の充実
 - 拠点病院間の役割分担の整理と明確化を通した、拠点病 院等における医療提供体制の充実
 - 二次保健医療圏内連携体制の構築の推進を通した、地域 の医療機関におけるがん医療提供体制の充実

2 診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供

- 診断時からの経時的な苦痛・つらさの把握と適切な対応の推進、診断時の支援の充実
- 緩和ケアに係る人材育成の充実・強化
- 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解の促進

3 小児・AYA世代のがん医療に特有の事項

- 移行期医療支援や成人領域と小児領域の連携の推進
- 長期フォローアップの推進

4 高齢者のがん医療に特有の事項

○ 医療機関と介護事業所等の連携の推進

Ⅲ がんとの共生

- 1 相談支援の充実
 - がん相談支援センターへのつなぎの促進
 - ピア・サポーターの提供推進

2 情報提供の充実

- 東京都がんポータルサイトによる効果的な情報発信
- 3 社会的な問題への対応
 - 治療と仕事の両立支援
 - 就労以外の社会的な問題への対応(アピアランスケア等)

4 ライフステージに応じた患者・家族支援

○ 患者のライフステージ(小児・AYA世代、壮年期、 高齢者)に応じた適切な支援等の推進

Ⅳ 基盤の整備

○ がん登録、がんに関する研究、がん教育の推進

第5章 計画推進のために

都や区市町村、都民、医療機関、事業者、医療保険者、 教育機関等の役割